

毒物劇物危害防止規程（販売業者用）

（目的）

第1条 この規程は、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）販売業の登録を受けた店舗における毒物劇物等毒物劇物等（発火性又は引火性物質を含む。以下同じ。）の管理責任体制を明確にし、もって毒物劇物等になる危害を未然に防止することを目的とする。

危害防止規程は、施設ごとに作成することが望ましいです。

（毒物劇物の種類）

第2条 取り扱う毒物劇物の種類は、次のとおりとする。

毒物
劇物

取扱う品目ごとの「化学物質安全性データシート」を保有していただき。（製造業者等から入手してください。）

（管理責任体制）

第3条 毒物劇物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、毒物劇物等による危害を未然に防止するため、次の各号に掲げる業務を行う。

取扱責任者は、毒物及び劇物取締法に定める有資格者の中から任命してください。
取扱責任者の資格（第8条）
薬剤師
厚生労働省令で定める（高等学校以上の）学校で応用化学に関する学科を修了している者
都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

毒物劇物等の盗難紛失を防止するための点検管理に関すること。
毒物劇物等の貯蔵場所のかぎ及び表示の保守に関すること。

鍵は必ず施錠し、鍵の管理を徹底して下さい。

毒物劇物等が店舗等（貯蔵所を含む。以下同じ。）の内外に飛散し、漏れ、流れ、若しくはしみ出し又は店舗等の地下にしみ込むことを防止するために行う措置に関すること。

毒物又は劇物の運搬及び廃棄の際における作業方法並びに事故における応急措置の指示に関すること。

- ・ 運搬中は、容器が落下、転倒等することのないよう車両に積載するとともに、運搬先での受け渡し時に、品名、数量確認等を徹底し紛失を防止するようにして下さい。
- ・ 廃棄の際は、一般に、化学分解、燃焼、中和等の方法で処理を行い保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられています。
- ・ 毒物及び劇物取締法その他、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、下水道法他法令の規定する基準にも適合していなければなりません。
- ・ 自己処理できないときは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して下さい。

毒物又は劇物の空容器の処置に関すること。
危害防止上必要な意見を、店舗の経営者に述べること。
その他、毒物劇物等による危害の防止に関すること。

使用していない不要な毒物劇物は、早く適切に処分して下さい。

(販売従事者等の遵守事項)

第4条 販売従事者(取扱責任者を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

毒物劇物等は、常に所定の貯蔵場所に保管すること。

- ・ 保管庫及び陳列場所には「医薬用外毒物劇物」の表示をしなければなりません。
- ・ 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設として下さい。
- ・ 貯蔵、陳列等する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じて下さい。
- ・ 管理者が目届くところに保管してください。

毒物劇物等々は、盗難、防災及び地震対策の見地からガラス戸棚、ショーケース等、耐衝撃性の弱いものに貯蔵又は陳列しないこと。

無機シアン化合物の他、引火性、発火性又は爆発性のある毒物劇物等は、床面に直接設置した金属製の耐震薬品保管庫等に貯蔵し、常に施錠しておくこと。

貯蔵場所付近は、火気等に十分注意すること。

酸性物質は、無機シアン化合物と十分に離して貯蔵し、地震災害時等における混合を防止すること。

耐震薬品保管庫以外の通常の薬品保管庫に毒物劇物を貯蔵する場合には、当該薬品保管庫の棚にストッパーを設けたり、仕切り板付き収納ケース類を使用し、地震時等における薬品容器の転倒、転落を防止する。

店舗等の構造設備の損傷により毒物劇物等の飛散、流出等の事故が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を店舗の経営者に連絡すること。

(在庫管理)

第5条 取扱責任者は、毒物劇物等の適切な在庫管理につとめる。

2 取扱責任者は、別記様式による在庫管理帳簿を備え、仕入れ及び販売数量並びに在庫数量を記録する。

3 取扱責任者は、前項の帳簿を5年間保管する。

保管、陳列されている毒物劇物の在庫量の定期的点検、使用量の把握をして下さい。

(設備等の点検方法)

第6条 取扱責任者は、毒物劇物等の陳列又は貯蔵に係る設備等を毎月定期的に点検し、かつその結果を記載した記録を作成し、店舗の経営責任者に報告する。

2 店舗の経営者又は取扱責任者は、前項の記録を5年間保管する。

設備等の点検の結果、不適と認められた場合は、その都度補修等を行って下さい。

(教育及び訓練)

第7条 店舗の経営者は、販売事業者等に対し、定期的に教育及び訓練を実施する。

教育及び訓練の記録についても行うことが望ましいです。

(事故の際の届出)

第8条 毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出し又地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者に危害が生ずるおそれがあるときは、取扱責任者又は店舗の経営者若しくはその代理者は、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

- ・ 最寄りの県保健所、警察署、消防署の連絡先等について、目につきやすい場所に掲示する等することが望ましいです。
- ・ 組織内の事故時の緊急連絡網を構築するようつとめてください。

(事故の際の応急措置)

第9条 毒物劇物等の飛散，流出の事故が発生したときは，直ちに「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準（昭和52年2月14日薬発第163号，昭和56年3月31日薬発第332号，昭和60年4月5日薬発第375号厚生省薬務局長通知）」等を参考にして応急措置を講じること。

「化学物質安全性データシート」にも，物質ごとの応急措置の方法が記載されています。

- 2 取扱う毒物劇物に対応する保護具を備え付けること。
- 3 取扱う毒物劇物に対応する消火剤，中和剤，希釈剤等を備え付け，事故の拡大の防止に努めること。

(事故の調査及び再発防止)

第10条 毒物劇物による事故が発生したときは，すみやかに事故の原因の調査及び検討を行い，再発防止に努める。

第11条 店舗の経営者は，取扱責任者が毒物劇物による危害の防止並びに取り扱いについて述べる意見を尊重しなければならない。

附則

この規程は， 年 月 日から施行する。

別記様式

品名：_____

年月日	仕入先	数量	販売先	数量	在庫数量

- ・ 各品目，容量等ごとに記録することが望ましいです。
- ・ 保管状況は現物を取扱責任者がチェックして下さい。